

東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話03 (5332) 3971 (代表)
FAX03 (5332) 3972
発行人・編集人
三木 勉

印刷部数11万5100部
(購読料は組合費のなかに含まれています)
(年間購読料 千八百円)
定価 五十円



東京土建のホームページ http://www.tokyo-doken.or.jp/

わが家の愛犬の
写真募集します
「けんせつ」2018年正月号に掲載する組合員のみさんと愛犬のツーショット写真を募集します。写真に愛犬紹介のコメントを添えて、12月5日までに「けんせつ」編集部へお送りください。

高裁として初めて国と建材メーカー断罪

首都圏建設アスベスト訴訟

謝罪と全面解決直ちに

実質的労働者性を一部認める

首都圏建設アスベスト訴訟の神奈川ルート2陣(10月24日、横浜地裁)、1陣(10月27日)が連続して判決が下され、国に司法の場で7連勝し、京都判決に続いて建材メーカー責任も横浜地裁、東京高裁のいずれも断罪されました。被告、国と建材メーカーは判決を真摯に受け止め、全面解決に真正面から向き合うことが厳しく求められます。

10月27日午後3時過ぎ、3人の弁護士が叫びながら東京高裁を取り巻く原告、支援者の人垣に倒れ込むように駆け寄りました。「国の責任断罪!」「建材メーカーの責任断罪!」。「首都圏建設アスベスト訴訟統一本部(以下、統一本部)は2012年5月に全国初の判決を横浜地裁で「原告請求

の全面棄却」という予想たしない敗北を喫したこともあり、勝利の喜びは一掃です。判決では、①アスベスト使用の規制権限を国が行使しなかったことの違法性を認めたこと、②建材メーカーにアスベスト関連疾患を発生する危険性などの警告義務があったと認め、マーケティング、従事現場数、供述証拠などに基つき、ニチアス、エーアンドエー、テリアル、エム・エム・ケイ、神島化学工業の4



国とメーカー断罪の旗出しに拍手が沸き起こった

多摩西部新会館 施工業者募集

多摩西部支部新会館の建設で、施工業者を募集します。設計プランニングについては、現在、作成に入っており、年内には参加業者を決定し、2018年1月中旬に個別面談にて実施設計図を渡し、入札・見積り合わせを行なっていく予定です。

【応募対象】2017年11月1日時点で東京土建の組合員であること。
※組合費の未納・滞納がないこと。

【応募資格】①過去10年以内に鉄骨造4階建て以上の建物の施工実績があること。
②事務所用途の施工実績があること。
③特定建設業許可業者であること。

【申込締切】2017年11月30日(木)
【問合せ先】東京土建一般労働組合多摩西部支部(T E L 042-546-1577)担当:大房・佐藤

交渉を支えていく上でも、11月7日の首相官邸及び厚労省の包囲行動を大きく成功させる。また全連総連の仲間の協力も得ながら賛同議員を広げよう」と行動提起しました。

神奈川2陣 判決も勝利

東京高裁の3日前となる10月24日は、横浜地方裁判所で首都圏建設アスベスト・神奈川2陣の判決がありました。判決では、国のアスベスト規制権限不行使が6度断罪され、企業責任が一部(ニチアス、ノザワ)で認められるという内容でした。

喜びかみしめる原告



菊地タキさん

【故菊地定夫さんの妻タキさん談】(判決を聞き感動しました。朝早くから裁判所の前でチラシ配布して繰り返し宣伝しました。私は東京1陣の遺族原告ですが、神奈川の皆さんを応援したいがありました。私の夫は7年前に78歳で亡くなりましたが、今年私も同じ年齢になりましたが、今日の結果は亡夫にまず報告したい。この判決は東京の高裁判決にもいい影響があると思います。一人親方、中小事業主も救済してもらいたいです。



渡辺信俊さん

3844人で目標突破 仲間づくり進めた拡大月間

【組織部発】秋の拡大月間の成功と諸目標、年間1%以上の実増に向け、連日連夜、この月間は、仲間の仕事とくらしを守りぬく月間として、また、春の拡大月間での大量加入を受け社保適用推進と事業所との関係強化を含み、多くの仲間と対話をしていくことが求められました。文字通り、組織をあげて学習と相談活動に奮闘し、仲間づくり・人づくりを土台に運動をひろげてきました。秋の月間拡大率は累計3844人・月間拡大率は3.37%になり、第2ラウンド(6月から10月)の年間拡大率目標である12.5%を超過し14.48%まで到達しました。また、32支部が1月組織現勢を上回り、東京土建全体で2182人(実増率1.92%)実増することができました。新たに加入した仲間とのつながり強化、そして共に活動する仲間を増やし、組織を強固にしながら第3ラウンド(11月・12月)を「増やし・減らさない組織づくり」として全支部が団結して年間1%以上の実増をつかましましょう。

先月、日本弁護士連合会(日弁連)は「生活保護世帯の子どもの大学等進学を認めるとともに、子どものいる世帯の生活保護基準を引き下げるよう求める意見書」を厚生労働大臣に提出した。

現状では生活保護世帯の子どもの大学等進学が難しく、子どもは世帯分離させられ、生活保護から切り離されてしまう。その子どもも分だけ、生活扶助費も住宅扶助費も削られてしまっているので、生活をさらに切りつめ、住宅も下がった扶助費に見合うところへ転居を余儀なくされている。日弁連はこうした不利益を無くすことが、大学等への進学希望を叶えることになり、貧困の連鎖の解消に結びつくとしている。

この方策で最低限度の生活の基準が広がることは間違いないだろう。しかし、貧困の連鎖は生活保護世帯だけの問題ではない。生活保護を受けていない低所得者から、「生活保護世帯より自分たちの方が厳しい状況にある。税金を使ってそこまで優遇する必要はないのか」といった声が聞こえてきた。

貧困の連鎖の解消に向けて、とくに子どもにとっては将来の選択肢がたまたまあるということ、いつでも助けてくれる制度があること「諦めなくてもいいんだ」と思える社会にすることが大切だろう。